

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定に基づき、平成30年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
				A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	88,601,815
近江八幡市	60,882,412
草津市	99,345,770
守山市	65,036,741
栗東市	62,243,313
甲賀市	72,127,751
野洲市	61,025,665
湖南市	59,951,269
東近江市	110,018,099
日野町	16,903,822
竜王町	20,127,009
計	716,263,666

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	151,395,140

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	155,554,749
長浜市	173,028,023
東近江市	27,133,294
米原市	47,873,928
愛荘町	37,266,846
豊郷町	10,133,552
甲良町	11,270,024
多賀町	11,270,024
計	473,530,440

○湖南中部処理区(守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	60,471,875
栗東市	55,153,125
計	115,625,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	130,261,253

4処理区合計	1,587,075,499 円
--------	-----------------

3. 根拠法

下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成30年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額 (円)
大 津 市	239,996,955
彦 根 市	155,554,749
長 浜 市	173,028,023
近 江 八 幡 市	60,882,412
草 津 市	99,345,770
守 山 市	125,508,616
栗 東 市	117,396,438
甲 賀 市	72,127,751
野 洲 市	61,025,665
湖 南 市	59,951,269
高 島 市	130,261,253
東 近 江 市	137,151,393
米 原 市	47,873,928
日 野 町	16,903,822
竜 王 町	20,127,009
愛 荘 町	37,266,846
豊 郷 町	10,133,552
甲 良 町	11,270,024
多 賀 町	11,270,024
計	1,587,075,499
<p>ただし、関係市町の事業費に増減があつた場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。</p>	